

平成 26 年 7 月 18 日
九州電力株式会社

玄海原子力発電所 3 号機 MOX 燃料使用差止訴訟第 12 回口頭弁論について

本日 10 時から、佐賀地方裁判所において、標記訴訟の第 12 回口頭弁論が行われました。

本件は、玄海原子力発電所 3 号機で実施しているプルサーマルで用いる MOX 燃料の使用差止を求めて、平成 22 年 8 月 9 日に提訴されたものです。

今回、当社は、別紙の通り陳述書を提出し、MOX 燃料の安全性に関し、当社のこれまでの主張を取りまとめ、MOX 燃料の使用に関し安全性を確保している旨の陳述を行いました。

本件は、平成 26 年 9 月 19 日の第 13 回口頭弁論をもって結審し、その後判決が言渡される予定です。

今後とも、訴訟において、当社の主張を十分に尽くし、原子力発電の安全性等についてご理解をいただけるよう、引き続き努力してまいります。

以 上